

# 公益財団法人エイブル文化振興財団

## スポーツ助成募集要項（2024年度）

公益財団法人エイブル文化振興財団は、国際大会等において活躍する選手を支援することで日本のスポーツの発展に寄与することを目的として、支援が必要な選手に助成金を支給するための募集を行います。

### 1 助成金の内容

- (1) 助成額 : ひとり年間 250 万円（最大）  
助成対象期間：2025 年 1 月 1 日から 1 年間
- (2) 給付方法：2024 年 12 月末以降に助成金を一括して本人名義の金融機関口座へ振り込みます
- (3) 使途 : 活動に直接必要とされる費用  
(例) 遠征費、合宿費、用具・備品の購入、指導者の費用、保険料、講習会参加費、旅費、宿泊費、消耗品費、施設利用費、修繕費等  
なお、余剰が出た場合には、ご返金いただく場合があります。

### 2 応募について

- (1) 応募資格  
オリンピック等の国際的な大会でメダルを獲得することが期待できる選手であり、これまでも国内外の大会等で優秀な実績を有していること。また、競技団体や選手を熟知するコーチ等からの推薦を受け、当財団の助成候補者として応募の意志を有する者
- (2) 対象競技・種目
  - ・スキー : ジャンプ、コンパインド、クロスカントリー、アルペン、モーグル、エアリアル、スキークロス、ハーフパイプ、スロープスタイル、ビッグエア等
  - ・スノーボード : ハーフパイプ、アルペン、スノーボードクロス、スロープスタイル、ビッグエア等
  - ・硬式テニス : シングルス、ダブルス等
- (3) 募集人数  
4 名程度（上記競技・種目から選考）
- (4) 応募方法（公募による）  
応募期間内に、財団ホームページの「応募フォーム」に必要事項を入力し、送信の後にメールで送られてくる受付番号を確認してください。  
下記の応募書類に受付番号を記入し、原本を一般書留、簡易書留、レターパックプラスのいずれかで当財団宛、郵送してください。

なお、開封できない書類については、そのまま受付期間内に郵送してください。

#### 【応募書類】

下記の書類は当財団指定様式となります。下記、「ア」及び「イ」は、応募フォーム送信後に当財団から送られてくるメールに記載してある URL から各様式のファイルをダウンロードし、作成してください。「オ」は当財団ホームページよりダウンロードしてください。

ア 書類送付書

イ 願書

ウ 過去の活動実績（戦績等）の裏付け資料<sup>\*1</sup>

エ 現住所を証明する公的書類（住民票の場合は、マイナンバーの記載がないもの）

オ 推薦書の原本（推薦理由記入者の署名が必要。推薦が団体の場合は推薦団体の公印が必要。推薦理由記入者は本人との関係を記載）<sup>\*2</sup>

カ 顔写真（スナップ写真可）1枚

<sup>\*1</sup> 応募フォームで申告していただいた過去の活動実績が、応募者本人の活動であることを客観的に証明できる A4 サイズの資料（各種証明書、表彰状・賞状、新聞・雑誌記事等）を作成して提出してください。提出できるのは、ひとつの大会につき最大で A4 サイズ 1 枚となります。

<sup>\*2</sup> 推薦理由は推薦する者（原則として、応募者を熟知するコーチ等）が記入してください。また、「応募者との関係」「連絡先」を記載してください。

#### （5）応募受付期間

・応募フォーム受付：2024年8月1日～8月22日

・応募書類受付：2024年8月1日～8月29日（当財団必着）

※ 応募書類の送付は、郵送に限ります（直接のお持ち込みは受け付けません）

#### （6）送付先：〒107-0051 東京都港区元赤坂1丁目2番7号 AKASAKA K-TOWER 8F

公益財団法人エイブル文化振興財団 事務局

※ 封筒の表には「スポーツ助成応募書類在中」と明記してください

※ 封筒の表または裏に応募者の「住所」「氏名」「受付番号」を記入してください

※ 書類の不足があった場合は、原則、選考の対象といたしません

※ お送りいただいた書類は返却いたしませんのでご了承ください

※ 書類到着のお問い合わせには対応しておりません

### 3 選考・採用について

（1）選考：当財団の選考委員会において厳正かつ公正に選考を行います

・1次選考、2次選考：書類審査

・最終選考：面接（Web面接）・・・10月10日（木）

2次選考通過者には10月1日（火）に面接予定時間とZoomのURLを通知します。

最終選考結果（採否）は、12月中旬までに本人に通知します。

なお、採用者については、推薦者へも連絡いたします。

## (2) 助成金の休止、停止

下記の事由が生じた際は、助成金の給付を停止または返還を求めることがあります。

- ・選手としての活動を中止、停止したとき
- ・申請内容に虚偽記載が判明したとき
- ・活動報告書及び助成金の使用を証する書類の提出が行われなとき
- ・助成金を必要としない理由が生じたとき
- ・助成金に余剰金が発生したとき
- ・反社会勢力と何らかの関わりを有することが判明したとき
- ・前各号のほか、助成金受給者として適当でない事実があったとき

## 4 その他

- (1) 当財団への応募の際に提出していただく個人情報については、選考以外には一切使用いたしません。当財団の「個人情報保護方針」をご確認ください。
- (2) 当財団の助成金給付は、今後の選手活動等について一切の制約を課すものではありません。
- (3) 採用決定後、所在等連絡先の変更、休学等の異動があった場合には、速やかに当財団に届け出てください。
- (4) 助成金受給者の義務として、助成期間終了後3か月以内に、活動報告書および助成金の使用を証する書類（領収書等のコピー）を提出いただきます。
- (5) 採用された助成金受給者の氏名、写真、活動結果は当財団ホームページに掲載させていただきます。
- (6) 企業とスポンサーもしくは所属等の契約をされている方は、事前に財団へその旨を報告させていただきます。
- (7) 助成金受給者として採用された場合、スポンサー、所属企業にその旨を報告し、ご自身が連絡窓口となっていただきます（財団事務局が直接スポンサー、所属企業と連絡をとることはありません）。
- (8) 対外的（ホームページ、SNS、大会出場時、インタビュー等）に自己のプロフィールを公表する場合には、財団の助成金受給者であることを明記していただきます。

## 5 問い合わせ先

当財団に関連するお問い合わせについては、ホームページの「お問い合わせ」に記入し送信してください。